

要介護認定の肝(研修会から)

製作: 毒とるMIHI

☆判定変更の基本

基本的物差しは「介護にかかる時間」である。今回問題になっている要支援2も要介護度1も、32分以上50分未満である。運動能力の低下していない認知症高齢者は、統計的には一次判定で充分。

☆既に一次判定の結果で参考にされた心身の状況は、要介護度判定に勘案してはいけない。

客観的ではないこと・心身の状況以外のことは、要介護度判定の根拠としてはいけない。

☆新予防給付の適切な利用が見込まれない状態とは？

A) 疾病や外傷などにより短期間で心身の状態が変化することが予想され、要介護度の変化が短期間(概ね6ヶ月程度)に再評価する必要がある状態

B) 認知機能や思考・感情などの障害で新予防給付の利用に対する理解が困難な状態

認知症の状態が概ね「Ⅱ」以上

☆要介護度変更の指標は○と●の数の差が3つ以上を基本とする。

状態像の利用は「要支援2」と「要介護度1」の最終確定時に用いても良い。

☆認定有効期間を短くする場合

A) 心身の状況が6ヶ月以内に変動しやすい状態

B) 判定前後で環境が大きく変わる可能性がある状態

☆認定有効期間を長くする場合

心身の状態が安定していて重度であること(概ね要介護度4または5)

☆「要介護度1相当」と判定した場合に確認すべき3つの肝

The image contains three main parts: 1. A diagram of a cognitive function assessment tool with various scales. 2. A table with columns for '要支援2相当' and '要介護度1相当' and rows for different assessment items. 3. A checklist titled '「要介護1相当」と判断されたケース 状態の維持・改善可能性に係る審査へ' with several checkboxes and text boxes. A large white arrow points from the checklist towards the text on the right.

A) 疾病や外傷などで心身の状態が安定していない状態か？

B) 認知機能や思考・感情に問題があり、新予防給付利用に理解が困難な状態か？

C) 「5 認知機能・廃用の程度の評価結果」(調査票左下)に関する確認は？

ア) チェックが「介護給付相当」であれば、原則的に「要介護度1」である。

医学的管理により認知機能の維持・改善が見込まれる場合は「要支援2」

イ) 廃用の程度が比較的軽度で、新予防給付の利用が適切と見込まれる場合は「要支援2」

ウ) 疾病や外傷により心身の状態が安定していない場合は「要介護度1」

☆一次判定評価が「要介護度1相当」と判断された場合の肝

記録表に、状態の維持・改善の可能性について及び状態像を記入<①(認知機能の低下等)か②(不安定な状態)のいずれか>